

香川県立保健医療大学既修得単位認定規程

平成16年4月2日

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県立保健医療大学学則（以下「学則」という。）第26条及び香川県立保健医療大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第12条の規定に基づき、香川県立保健医療大学（以下「本学」という。）における入学前の既修得単位等の認定（以下「単位認定」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請資格)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、本学の学部において単位認定の申請をすることができる。

- (1) 他の大学又は短期大学を卒業した者
- (2) 他の大学又は短期大学を中途退学した者
- (3) 短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修をした者
- (4) 本学の学部の科目等履修生として履修した者
- (5) 文部科学大臣が別に定める学修をした者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、本学大学院において単位認定の申請をすることができる。

- (1) 他の大学の大学院の課程を修了した者
- (2) 他の大学の大学院を中途退学した者
- (3) 本学大学院の科目等履修生として履修した者

(単位認定の申請)

第3条 単位認定を申請しようとする者は、入学した年度の所定の期日までに、単位認定申請書（別記様式）に次に

掲げる書類を添えて、学長に提出しなければならない。

- (1) 卒業証明書又は退学（在籍）証明書
- (2) 成績証明書又は単位修得証明書
- (3) 講義内容の記載された教授要項等

(認定基準)

第4条 単位認定を受けようとする授業科目又は学修は、本学の授業科目の内容と同等以上と認められるものでなければならない。

2 単位認定できる授業科目は、本学において現に開設している授業科目（講義を主とする授業科目に限る。）とし、単位認定できる単位数は、当該授業科目の単位数の範囲内とする。

(認定方法)

第5条 単位認定は、教務委員会が調査審議し、学部にあつては教授会、大学院にあつては研究科委員会の議を経て、学長が行う。

(成績の評価)

第6条 単位認定した授業科目の成績の評語は、認定とする。ただし、本学の科目等履修生として修得した単位に係る授業科目の成績の評語は、本学の科目等履修生として評価を受けた評語とする。

附 則

この規程は、平成16年4月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月20日から施行する。

